

## 令和 5 年度洞爺湖中島エゾシカ管理推進業務 仕様書

### 1. 目的

支笏洞爺国立公園に位置する洞爺湖中島では、昭和 30 年代に人為的に持ち込まれたとされるエゾシカが爆発的に増加し、自然生態系への多大な影響が懸念されており、長年にわたり関係機関による捕獲及び調査が行われてきた。平成 23 年度からの環境研究総合推進費による研究及び平成 26 年度からの試験捕獲等により、各種手法での捕獲及び調査を実施するとともに、関係機関により構成される洞爺湖中島エゾシカ対策協議会において平成 29 年度に策定された「洞爺湖中島エゾシカ管理計画」では平成 32 年度までに 50 頭以下を維持する目標水準や効果的な捕獲手法の検討が進められてきた。しかし、平成 30 年度末に行った調査により 130 頭以上の生息が示唆され、一層の捕獲圧強化が求められている。令和元年度と令和 2 年度には年間 50 頭以上を捕獲して、個体数を減少させるとともに、令和 2 年度に改訂された「洞爺湖中島エゾシカ管理計画」において、生息数を 0 にする目標を定め、令和 3 年度からは、より効果的な捕獲手法の検討や推定生息数の把握、保全対象である植生の調査、モニタリングを行い、捕獲による効果や植生の回復目標について検討を進めてきた。

本業務では、早春期から冬期にかけてエゾシカの捕獲を実施し、個体数の低密度化を維持するとともに、より効果的な捕獲手法等の検討を進めることを目的とする。

### 2. 場所

支笏洞爺国立公園 洞爺湖中島（北海道虻田郡洞爺湖町及び有珠郡壮瞥町）

### 3. 内容

業務の実施にあたっては、北海道地方環境事務所担当官（以下、「環境省担当官」という。）と密に連絡調整を行い、環境省担当官の指示に従って進めること。業務実施に関する打合せは、本業務開始時に 1 回、中間に 1 回以上、成果物提出前に 1 回の計 3 回以上行うこと。

試験捕獲においては、野生生物を対象としているため、天候など自然状況の影響を受けやすいことから、想定捕獲頭数の確保については不確実性が高く、調査方法及び調査回数等を限定することは困難でかつ必ずしも有効とは考えられない。よって、以下に示す調査回数及び想定人工数については、想定捕獲頭数の確保を目指すための調査規模を示したもので、その調査規模内で最大限の効果を得ることを目指して臨機応変に対応することを前提とする。

初回打合せ時には、業務全体のスケジュール、人員体制等を含めた「業務実施計画」を作成し、環境省担当官の承認を得ること。

### 3-1 捕獲

洞爺湖中島において捕獲を実施する。捕獲手法は、湖上モバイルカリング、島内ストーキング、くくり罠・ハイシート・ブラインドテント・囲い罠を設置しての捕獲を組み合わせて実施することを想定し、原則3泊4日/1回として、合計32日以上実施すること。実施する時期については、過去の調査結果を踏まえて効果的となるよう、時期や日数、捕獲手法の実施回数・頻度を十分に検討し、効果的かつ効率的になるものとする。

捕獲作業にあたっては、請負者は安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に安全に十分配慮して現場管理を行い、災害防止及び事故防止に努めること。また、事前に実施の日時や人員等を環境省担当官、洞爺湖町及び壮瞥町（以下、関係町という）並びに後志森林管理署等関係者と調整を行うとともに、実施計画の周知を図ること。さらに、業務実施前に緊急時の体制及び対応方法等を提出すること。

試験捕獲の実施にあたっては、業務日誌、捕獲状況（成否や逃走個体の行動を含む）、捕獲努力量や捕獲効率等捕獲手法の検討に資する情報がわかるよう結果の記録を行うこと。捕獲個体は搬出時に環境省担当官の確認を得る又は環境省担当官が指定する第三者の確認を得たうえで、第三者の確認書類をもって環境省担当官の確認を得ること。

目標捕獲頭数は40頭程度とする。その上限は設けないが、捕獲した頭数は随時環境省担当官に報告するとともに、必要に応じて洞爺湖町らが実施するエゾシカ生息頭数調査の結果を考慮し、追加捕獲頭数について環境省担当官と協議すること。

なお、捕獲に際して捕獲許可等に係る申請は発注者が行うが、和船、猟銃（および弾薬等）、くくり罠、囲い罠、ハイシート、ブラインドテントについては請負者が用意するものとする。

#### （1）湖上モバイルカリング及び島内ストーキング

和船を使用した湖上からの移動しながらの狙撃又は洞爺湖中島に上陸したストーキングによる捕獲を実施すること。なお、ビートパルプ等の餌により湖岸など5箇所程度で誘引を行うこと。

捕獲にあたっては、操船者（二級小型船舶操縦士（湖川小出力限定）免許以上所持者であり、かつ中島の地形、特に岩場等の微地形について熟知している者）1名、射手1名、観的手1名、探索・記録・捕獲個体回収の補助1名の計4名以上を1クルーとすること。射手には、第1種銃猟免許及び集弾精度の高いライフル銃の所持者であり、かつエゾシカの群れの構成を正しく認識し、発砲の適否を

冷静に判断できる者を選定すること。観的手についても射手に準じた判断力を有する者を選定すること。なお、湖上モバイルカリングの出動は、日の出の約30分前に天候等により実施の可否をクルーで判断し、遊覧船の運航時刻を考慮して狙撃を終了することとする。

#### (2) くくり罠による捕獲

くくり罠については、のべ200基・日以上を設置すること。設置にあたっては、わな猟免許を有する者を従事させ、安全の確保に努めること。

設置の場所は、安全の確保に留意するとともに、公園利用者及び公園利用施設からの見え方（利用体験や風致への支障）、シカの痕跡や給餌地点の誘引状況等を考慮すること。設置場所には、東山、西山、北山、北東岬といったアクセス困難地も2地点程度含め、1地点あたり4基程度のくくり罠を設置すること。

また、止め刺しは周囲への影響や安全性を確保するとともに注意看板などを設置して行うこと。

#### (3) ハイシート等による捕獲

平原部に1基及びシカの痕跡が多い1地点に1基のハイシート（2座）またはブラインドテントを設置し、狙撃による捕獲を行う。設置および撤去は請負者において行うこととするが、設置日、設置場所、設置方法および設置期間については、環境省担当官と協議して決定する。なお、設置および止め刺しに当たっての留意事項は以上の内容と同様とする。

#### (4) 囲い罠による捕獲

シカの痕跡や地形等から適当な場所を選定し、ビートパルプ等の餌による誘引を行った後、囲い罠による捕獲を8日間以上行うこと。また、設置および撤去は、請負者において捕獲とは別な日程に行うこと。なお、設置および止め刺しに当たっての留意事項は以上の内容と同様とする。

#### (5) 効率化のための新たな捕獲手法の試行

島内のエゾシカの継続的な捕獲により低密度化が進むにつれ、捕獲効率は低下するが、根絶のためには新たな手法を検討しながらこれまで以上の捕獲努力をかける必要がある。そのため、過年度の報告書を参考に新たな捕獲手法の及び試行を行うこと。なお、試行捕獲に必要な事前手続きについては、発注者が行うこととする。

#### (6) 搬出作業

本業務で捕獲したエゾシカについては、和船により中島から島外に搬出し、洞

爺湖町の協力を得て西胆振地域廃棄物広域処理施設に搬入・処分すること。また、アクセス困難地や和船が運航できない場合等回収が困難な場合は、環境省担当官と協議のうえ、適切に処理すること。なお、処理施設における処分費については、本業務では負担しない。

#### (7) まとめ

試験捕獲実施日時、実施時の状況、結果、捕獲個体に関する性別、年齢、外部計測値を整理するとともに、試験捕獲の結果等から各捕獲手法の有効性や改善点について考察し、次年度以降に現状レベルの密度を維持するために最低限必要な試験捕獲等の計画案及び今後の防除体制の構築案を作成する。

また、(1) から (6) に係る一連の捕獲作業運用に関する今後の検討事項を整理する。

### 3-2 業務報告書の作成

本業務の内容についてとりまとめ、業務報告書を作成する。

## 4. 業務履行期限

契約締結の日から令和6年3月15日までとする。

## 5. 成果物

紙媒体：報告書 3部 (A4版100頁程度、くるみ製本)

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体 (DVD-R) 10式

報告書等 (業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。) 及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

## 6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権 (以下「著作権等」という。) は、納品の完了をもって請負者から北海道地方環境事務所に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等 (以下「既存著作物」という。) が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、北海道地方環境事務所が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、北海道地方環境事務所が第三者に二次

- 利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
  - (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、以下の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本業務を行うにあたって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和4年度洞爺湖中島エゾシカ管理推進業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。  
資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡のうえ、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和4年度洞爺湖中島エゾシカ管理推進業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：北海道地方環境事務所国立公園課（TEL:011-299-1953）

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が以上の内容と異なる場合は環境省担当官と協議のうえ、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、北海道地方環境事務所以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

### 4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。